

●香川県告示第194号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和2年香川県告示第373号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、令和3年4月11日次のとおり免許した。

令和3年4月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 令和3年4月11日から令和5年9月30日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第413号	1	○与島漁業協同組合 宇多津漁業協同組合	坂出市入船町1丁目2番18号 綾歌郡宇多津町2708番地

注 共有関係にある漁業権については、その代表者に○を付した。